

次に掲げる規則をここに公布する。

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則等の一部を改正する規則

平成 27 年 12 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義